

公金取扱いにおける私人委託制度の運用の例

徴収と収納の関係

徴収と収納の関係

- 「徴収」とは、普通地方公共団体の歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為をいい、「収納」とは、調定し、納入通知のあつた普通地方公共団体の収入を受け入れる行為をいう。

(出典：昭和38年12月19日付自治省行政局行政課長通知)

- 調定の行為は、「その発生した権利内容を調査してこれを明確にし、具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を決定するいわゆる内部的意思決定の行為」と解されている。

また、納入の通知とは、「一般的には、歳入の納入を通知すること、すなわち、納入義務者に対してその納入すべき金額、納期限、納入場所等を通知する対外的行為」と解されている。

(出典：「逐条地方自治法第9次改訂版」(松本英昭著))

私人に徴収を委託する場合の範囲

- 「委託される徴収とは普通地方公共団体の歳入を調定し、納入の通知をし、収納する行為をいうことから、徴収を委託された私人は、当該歳入の調定から(督促状の発付等を除いた)納入通知書の発付、収納までの一連の事務を自己の権限として行うこととなり、収納にかかる領収書は受託した私人の名で発行されることとなります。」

(出典：「地方財務実務提要」(地方自治制度研究会編集))

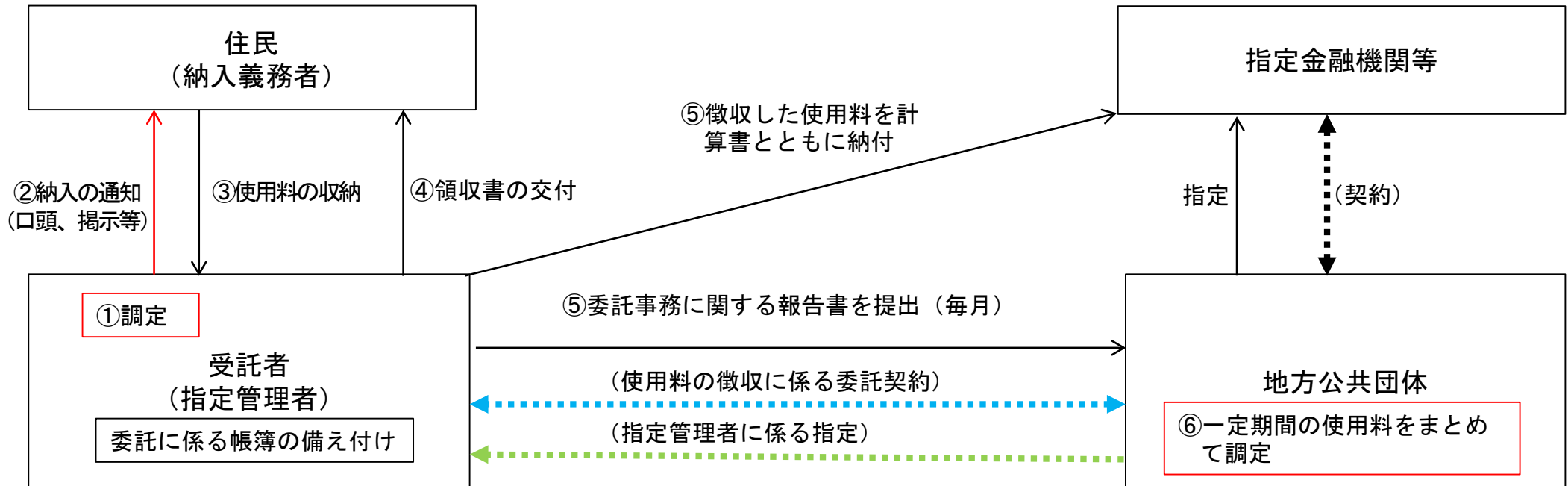
私人委託制度による収入の例①

I 私人に徴収事務を委託している場合（市民センターにおいて指定管理者による使用料の徴収の場合）

【地方公共団体と事業者の間で、市民センターの使用に係る使用料の徴収に関する委託契約を締結している例】

未納等リスクに関する契約事項

- ・ 受託者は毎月、委託事務に関する報告書を地方公共団体に提出する。地方公共団体から委託事務に関する調査報告を求められたときは、速やかに報告する。
- ・ 受託者は、委託事務を第三者に再委託してはならない（再委託の禁止）。
- ・ 受託者が本契約に違反したときや事務を委託する必要がなくなったときは本契約を解除することができる。
- ・ 契約に定めのない事項については、両者で協議するものとする。



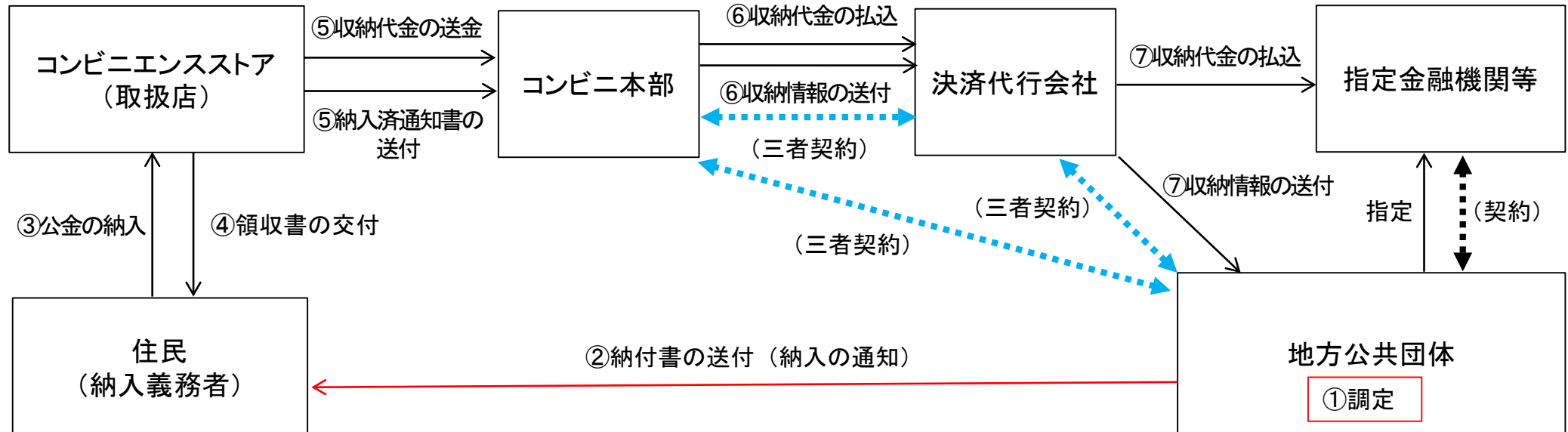
私人委託制度による収入の例②

II 私人に収納事務を委託している場合（コンビニで収納を行う場合）

【地方公共団体、決済代行会社、コンビニ事業者の三者間で、収納業務に関して委託契約を締結している例】

未納等リスクに関する契約事項

- ・ 収納受託者（コンビニ事業者及び決済代行会社）は、収納事務の全部又は一部を、第三者に委託してはならない（再委託の禁止）。
- ・ 地方公共団体は、収納受託者の収納事務の状況を検査することができる。
- ・ 決済代行会社は、収納事務の履行に当たって、事故が発生したとき又はやむを得ない事由により義務を履行することができないときは直ちにその旨を他の当事者に報告し、必要な措置を講じる。コンビニ事業者は同様の場合、決済代行会社に報告し、決済代行会社は地方公共団体に報告し、必要な措置を講じる。
- ・ 地方公共団体、コンビニ事業者及び決済代行会社は、他の当事者の契約違反により損害を受けた場合に限り、損害賠償を請求できるものとする。



私人の徴収又は収納の委託が可能な歳入費目

歳入費目	徴収	収納	根拠法	条項	改正年
使用料	○	○	地方自治法施行令	第158条第1項	昭和38年
手数料	○	○			
賃貸料	○	○			
貸付金の元利償還金	○	○		第158条の2第1項	平成15年
地方税		○			
物品売払代金	○	○			
寄附金	○	○		第158条第1項	平成23年
地方公営企業の利用料金	○	○	地方公営企業法	第33条の2	昭和41年
国民健康保険の保険料	○		国民健康保険法	第80条の2	平成14年
保育所における保育費用		○	児童福祉法	第56条第3項	平成16年
介護保険の保険料		○	介護保険法	第144条の2	平成17年
後期高齢者医療に係る保険料	○		高齢者の医療の確保に関する法律	第114条	平成18年
保育所における保育料		○	子ども・子育て支援法	附則第6条第5項	平成24年
車両の放置違反金		○	道路交通法	第51条の16	平成26年
地域再生に係る負担金		○	地域再生法	第17条の8第8項	平成30年
生活保護に係る返還金		○	生活保護法	第78条の3	令和2年

個別法で徴収事務を委託することができることとしている規定の例①

地方公営企業の利用料金

◇地方公営企業法（昭和27年法律第292号）

（公金の徴収又は収納の委託）

第三十三条の二 管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

◇地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）

（公金の徴収又は収納の委託）

第二十六条の四 管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該公金の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

- 2 地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、管理規程の定めるところにより、その徴収し、又は収納した公金を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、管理者又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 3 第二十一条の十一第三項の規定は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合について準用する。

（支出事務の委託）

第二十一条の十一 （略）

- 2 （略）
- 3 管理者は、その命じた職員に第一項の規定により地方公営企業の支出の事務の委託を受けた者の当該支出に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

個別法で徴収事務を委託することができることとしている規定の例②

国民健康保険の保険料

◇国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（保険料の徴収の委託）

第八十条の二 市町村は、普通徴収の方法による保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令の定めるところにより、私人に委託することができる。

◇国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）

（保険料の徴収の委託）

第二十九条の二十三 市町村は、法第八十条の二の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、世帯主の見やすい方法により公表しなければならない。

- 2 法第八十条の二の規定により保険料の徴収の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その徴収した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、市町村又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 3 法第八十条の二の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の徴収の事務について検査することができる。

個別法で徴収事務を委託することができることとしている規定の例③

後期高齢者医療に係る保険料

◇高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（保険料の徴収の委託）

第百十四条 市町村は、普通徴収の方法によつて徴収する保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）

（保険料の徴収の委託）

第三十三条 市町村は、法第百十四条の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、被保険者の見やすい方法により公表しなければならない。

- 2 法第百十四条の規定により保険料の徴収の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その徴収した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、市町村又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 3 法第百十四条の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の徴収の事務について検査することができる。

個別法で収納事務のみを委託することができることとしている規定の例①

保育所における保育費用

◇児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第五十六条（略）

2（略）

3 前項の規定による徴収金の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

4～7（略）

◇児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）

第四十四条 法第五十六条第二項に規定する都道府県又は市町村(以下この条において「都道府県等」という。)の長は、同項に規定する費用(以下この条において「療育の給付等の費用」という。)の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、本人又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。)の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法第五十六条第三項の規定により療育の給付等の費用の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県等の規則の定めるところにより、その収納した療育の給付等の費用を、その内容を示す計算書を添えて、当該都道府県等又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条に規定する当該都道府県等の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 法第五十六条第三項の規定により療育の給付等の費用の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県等は、当該委託に係る療育の給付等の費用の収納の事務について検査することができる。

個別法で収納事務のみを委託することができることとしている規定の例②

介護保険の保険料

◇介護保険法（平成9年法律第123号）

（保険料の収納の委託）

第四百四十四条の二 市町村は、普通徴収の方法によって徴収する保険料の収納の事務については、収入の確保及び第一号被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

◇介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

（保険料の収納の委託）

第四十五条の七 市町村は、法第四百四十四条の二に規定する保険料の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、第一号被保険者の見やすい方法により公表しなければならない。

- 2 法第四百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 3 法第四百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の収納の事務について検査することができる。

個別法で収納事務のみを委託することができることとしている規定の例③

保育所の保育料

◇子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

附 則

（保育所に係る委託費の支払等）

第六条（略）

2～4（略）

5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

6～8（略）

◇子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）

附 則

（保育料の徴収の委託）

第八条 法附則第六条第四項に規定する市町村の長は、同条第五項の規定により同条第四項に規定する額（以下この条及び次条において「保育料」という。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、同項に規定する保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法附則第六条第五項の規定により保育料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保育料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 市町村は、法附則第六条第五項の規定により保育料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、当該委託に係る保育料の収納の事務について検査することができる。

個別法で収納事務のみを委託することができることとしている規定の例④

車両の放置違反金

◇道路交通法（昭和35年法律第105号）

（放置違反金収納事務の委託）

第五十一条の十六 都道府県は、放置違反金の収納の事務については、収入の確保及び納付命令を受けた者の納付の義務の履行に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

◇道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

（放置違反金収納事務の委託）

第十七条の八 都道府県は、法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県の規則の定めるところにより、その収納した放置違反金を、その内容を示す計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)を添えて、当該都道府県又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条に規定する当該都道府県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

3 法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県は、当該委託に係る放置違反金の収納の事務について検査することができる。

個別法で収納事務のみを委託することができることとしている規定の例⑤

地域再生エリアマネジメント負担金

◇地域再生法（平成17年法律第24号）

（負担金の徴収）

第十七条の八（略）

2～7（略）

8 負担金及び延滞金の収納の事務については、収入の確保並びに当該負担金及び延滞金の徴収を受ける受益事業者の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

◇地域再生法施行令（平成17年政令第151号）

（負担金及び延滞金の収納の委託）

第十三条 認定市町村(法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。以下この条において同じ。)は、法第十七条の八第一項の負担金(以下この条において単に「負担金」という。)及び同条第四項の延滞金(以下この条において単に「延滞金」という。)の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、受益事業者(法第十七条の七第三項に規定する受益事業者をいう。)の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の収納の事務の委託を受けた者は、認定市町村の規則の定めるところにより、その収納した負担金及び延滞金を、その内容を示す計算書を添えて、当該認定市町村又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条に規定する当該認定市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、認定市町村は、当該委託に係る負担金及び延滞金の収納の事務について検査することができる。

個別法で収納事務のみを委託することができることとしている規定の例⑥

生活保護に係る返還金①

◇生活保護法（昭和25年法律第144号）

（返還額等の収納の委託）

第七十八条の三 第六十三条の規定により返還しなければならないものとして保護の実施機関の定める額（以下この項において「返還額」という。）又は第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定により都道府県又は市町村の長が徴収することとした額（第七十七条第一項にあつては、同条第二項の規定により家庭裁判所が定める額を含む。以下この項において「徴収額」という。）の収納の事務については、保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

2 保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、保護の変更、廃止又は停止に伴い、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

3 就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長が、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給の決定後に判明した事実又は生じた事情に基づき、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

個別法で収納事務のみを委託することができることとしている規定の例⑦

生活保護に係る返還金②

◇生活保護法施行令（平成17年政令第151号）

（返還額等の収納の委託）

第十一条 都道府県又は市町村(以下この条において「都道府県等」という。)は、法第七十八条の三第一項の規定により返還額(同項に規定する返還額をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。)又は徴収額(同条第一項に規定する徴収額をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法第七十八条の三第一項の規定により返還額又は徴収額の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県等の規則の定めるところにより、その収納した返還額又は徴収額を、その内容を示す計算書を添えて、当該都道府県等又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条に規定する当該都道府県等の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 法第七十八条の三第一項の規定により返還額又は徴収額の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県等は、当該委託に係る返還額又は徴収額の収納の事務について検査することができる。

4 前三項の規定は、都道府県等が法第七十八条の三第二項又は第三項の規定によりこれらの規定に規定する返還額の収納の事務を私人に委託する場合について、それぞれ準用する。

地方公営企業法の私人委託の考え方

地方公営企業の業務に係る公金の私人委託を可能としている趣旨

「公営企業の受け取る料金その他の金銭は、地方公共団体の所有に属するものとなる以上公金であることに変わりはないが、その性格は、地方公共団体が権力的行為として住民から徴収する税金、過料等とは異なり、給付対価という関係における経済的行為としての金銭の受け取りであるに過ぎない。公営企業がその企業活動に伴って受け取る金銭のこのような性格にかんがみ、その取扱いについては、必ずしも税金等の公金と全く同一の取扱いをしなければならないものではない。地方公共団体の通常の行政活動に伴う公金については、原則として私人がこれを取り扱うことを禁止されているのであるが、公営企業の業務に係る公金については、この原則を厳格に適用する必要はない。公営企業における公金の徴収事務の能率化の要請と公営企業における公金徴収事務のこのような性格から、公営企業においては、公金の徴収事務について、委託する公金の範囲及び委託の相手方を限定せず、広く私人に委託することができることとしているのである。」

(出典：「改訂地方公営企業法逐条解説」(関根則之著))

◇地方公営企業法(昭和27年法律第292号)【再掲】

(公金の徴収又は収納の委託)

第三十三条の二 管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人委託している例

- ・ 水道事業の水道料金
- ・ 下水道事業の下水道使用料
- ・ 市民病院の診療費